

# 災害時における相互協力に関する協定書

秋 田 市

秋田少年鑑別所

## 災害時における相互協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田少年鑑別所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の協力（又は相互協力）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の申請に基づく乙の施設の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用できる施設）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が使用できる施設は、秋田少年鑑別所1階会議室（41.38㎡）（以下「当該施設」という。）とする。

### （使用の申請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、秋田市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、当該施設を避難場所として使用するため、乙に対し当該施設の使用を申請することができる。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書（別記第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該申請書を提出するものとする。

### （申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの前条第2項の使用申請に基づき、当該施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別記第2号様式）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の申請が行われた場合、乙の運営に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

### （許可の取消し又は変更）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき。
- (2) 甲に、協定に違反する行為が認められたとき。

(使用期間)

第6条 当該施設の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上で、甲乙協議により定めるものとする。

- 2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(損壊の報告)

第7条 甲は、当該施設の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合には、乙に対し速やかに届け出るものとする。

(返還)

第8条 甲は、乙から使用を許可された当該施設の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

- 2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、使用した当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担および物資の調達)

第9条 避難場所の運営経費は、その全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

第10条 乙は、当該施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

- 2 余震、津波その他の二次的被害により、当該施設に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命および財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長

秋田市八橋本町六丁目3番5号

乙 秋田少年鑑別所

所長

別記 第1号様式

年 月 日

法務省所管国有財産部局長

秋田少年鑑別所長 殿

秋田市長

印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 秋田市八橋本町六丁目三番五号
- (2) 区分 建物
- (3) 数量 会議室 41.38平方メートル

2 使用しようとしている理由

避難場所

3 使用しようとする期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

秋田市長 殿

法務省所管国有財産部局長  
秋田少年鑑別所長 印

国有財産使用許可書

年 月 日付で依頼のありました避難場所として、当所所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

1 使用場所

- (1) 所在 秋田市八橋本町六丁目三番五号
- (2) 区分 建物
- (3) 数量 会議室41.38平方メートル

2 使用内容

避難場所

3 使用期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

4 その他

- (1) 施設等の使用について、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。
- (3) 避難場所での事故及びトラブル等に関しては、秋田市長が一切の責任を負うこと。